

企業版ふるさと納税マッチング支援及びPR業務委託に係る 企画提案審査会設置要綱

（設置）

第1条 企業版ふるさと納税マッチング支援及びPR業務（以下「本業務」という。）を受託する事業者を選定するに当たり、事業者からの提案について適切かつ公正な審査を行うため、企画提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 審査会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）本業務に関する企画提案書の審査
- （2）本業務に関する企画提案のヒアリング（プレゼンテーション）
- （3）本業務に関する優先交渉事業者の選定
- （4）その他必要な事項

2 前項第2号に掲げる業務については、必要があると判断した場合に実施する。

（組織）

第3条 審査会は、委員長及び委員5名をもって組織する。

2 審査会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

委員長 山梨県 総務部 次長

委 員 山梨県商工会連合会 経営支援課長

〃 公益財団法人やまなし産業支援機構 総務課長

〃 山梨県 高度政策推進局 広聴広報グループ 広聴広報監

〃 山梨県 産業政策部 成長産業推進課長

〃 山梨県 総務部 資産高度利用推進課長

（委員長の職務及びその代理）

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、委員長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の運営）

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 審査会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局）

第6条 審査会の事務局は、山梨県総務部資産高度利用推進課に置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、契約締結の日に効力を失う。